

令和3年1月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年1月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美	委員
2番	秋永 憲一	委員
3番	今村 裕一	委員
4番	内田 正隆	委員
5番	江上 哲夫	委員
6番	大石 敏裕	委員
7番	甲斐サエ子	委員
8番	笠 幸夫	委員
9番	黒岩 純	委員
10番	古賀 喜治	委員
11番	後藤 靖子	委員
12番	末次 龍夫	委員
13番	田中 文	委員
14番	田中 修二	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富安 辰行	委員
19番	中村 裕	委員
20番	林田 高夫	委員
21番	日比生和雄	委員
22番	深川 嘉穂	委員
23番	柳 壽祥	委員
24番	山口 啓一	委員

欠席委員は次のとおりである。

鳥越 文生 委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 それでは、1月の総会に当たりまして報告をいたします。
本日、現委員数24名中23名で過半の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立していることを報告いたします。
なお、*****委員からは、けがの治療中で今月まで欠席の報告があつておりますので、よろしく申し上げます。
それでは、会長に引き継ぎます。

議長 皆さん、おはようございます。新年でございますので、新年度の御挨拶をさせていただきます。
皆さん、明けましておめでとうございます。昨年は、コロナに始まってコロナに終わったという形でございます、今年も新型コロナウイルスの早期終息を願っております。今年も皆さんにとってよい年になりますよう、心からお祈りを申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。
早速です。総会に入らせていただきます。
それでは、只今より1月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
第1号議案、審議番号4番は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。
よって、第1号議案は、審議番号4番と、それ以外に分けて審議いたします。
議席番号16番、*****委員の退席を求めます。

[**番 *****委員 退席]

議長 それでは、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号4番の1件です。
以上、4番の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告します。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案、審議番号4番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号4番は可決されました。

審議番号4番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、**
***委員の出席を求めます。

[**番 ****委員 着席]

議 長 ****委員に報告をいたします。審議番号4番は可決されました。
続きまして、審議番号4番を除く第1号議案についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、賃
借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から、4番を除く3ページの9番までの8件
です。

続きまして、西部地域、審議番号10番から4ページの15番までの6件です。

5ページをお願いいたします。

賃借権設定、西部地域、審議番号16番、17番の2件です。

6ページをお願いします。

使用貸借権設定、西部地域、審議番号18番、7ページの19番の2件です。

なお、4ページの審議番号15番、5ページの審議番号16番につきましては、下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号において、権利の取得後における耕作の需要が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められる場合は例外にするとされております。

審議番号15番は、ビニールハウスでイチゴの栽培、審議番号16番は、ビニールハウスでキクラゲの栽培ということであり、集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。

また、審議番号16番は、解除条件付き貸借権ですが、平成21年の農地法改正により、農地所有適格法人以外の法人も、農地法第3条第2号各号の要件を満たした上で、次の3要件、1、賃借契約に解除条件がつけられていること。

2、地域との調和、地域の他の農業者と適切に役割分担し、継続的、安定的に農業経営が行われていること。

3、業務を遂行する役員等の1名以上が法人が行なう耕作の事業に常時従事150日以上することを満たせば、農地の貸借権、使用貸借の権利取得ができるようになっております。

6ページをお願いします。

審議番号18番につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地所有適格法人でなくても不許可の例外として農地の権利取得できるとされており、この案件では、社会福祉法人*****が施設利用者の障害者支援のための用地として使用貸借するものです。

以上、1番から4番を除く19番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告します。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

本議案、審議番号16番、18番及び19番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。

それでは、報告をお願いいたします。

委員 審議番号16番の案件につきまして、12月24日に、私、*****と*****推進委員、農業委員会事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の*****株式会社は、福岡市で建物内外の清掃、警備等の管理業を営み、今回、安武町安武本の農地を賃貸借して農業を始める予定です。

営農計画は、ビニールハウスにてキクラゲを栽培する計画となっております。

農業経験は、常時従事者の同法人専務がキクラゲ栽培10年の経験をお持ちです。

施設については、現在のビニールハウス施設及びビニールハウス内の加温機、換気扇を引き継ぐ予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後のさらなる活躍も見込めると考えられています。

また、ヒアリング結果について、12月25日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、審議番号16番について報告を終わります。

委員 審議番号18番の案件につきまして、12月24日に、私、*****と*****推進委員、農業委員会事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の社会福祉法人*****は、*****で障害者支援施設を営んであります。今回、荒木町今及び三潞町西牟田の農地を使用貸借し、障害者就労の支援のための農業を始める予定です。

営農計画は、米、野菜を栽培する計画となっております。

農業経験は、これまでに理事長所有の農地での経験をお持ちです。

就農後の相談相手は、地元の専業農家に指導を仰ぐことになっております。

農機具につきましては、耕耘機、トラクター、軽トラックを所有し、田植機、コンバインは地元農家に借用する予定です。

ヒアリングをした結果、社会福祉法人の責務としてのやる気も見受けられ、今後の活躍も見込められるものと考えられます。

また、ヒアリングの結果について、12月25日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、審議番号18番について、報告を終わります。

委員 審議番号19番の案件について、12月7日に、私、*****と農業委員の*****委員、推進委員の*****委員、農業委員会事務局職員においてヒアリングを実施しましたので、報告いたします。

申請人、*****氏は、現在、城島町在住の年齢29歳の方で、今回、城島町江上の農地を使用貸借にて借り受けて農業を始める予定です。

営農計画は、補助事業を活用して、44アールのビニールハウスを取得し、青ネギを栽培する計画となっております。

農業経験は、昨年の1月から大川市で青ネギを栽培している先進農家で1年間の研修を経験されています。

就農後は、研修先農家をはじめ農協や普及指導センターに相談を行うとのことですが、農協の青ネギ部会加入後には地元の農家にも相談していきたいということです。農機具につきましては、現在、軽トラックのみを所有されておりますが、今後、補助事業や資金の借入れなどを活用し、トラクターや播種機などを購入される予定となっております。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、市の認定新規就農者として認定されていることから、今後の活躍が見込めるものと考えられます。

また、このヒアリングの結果につきましては、12月25日の西部審査会で報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、審議番号19番について、報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
審議番号4番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号4番を除く第1号議案は可決さ

れました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

8ページをお願いします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から4番までの4件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、畑、46.02㎡、申請理由、申請地に農家住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町以真恵、畑、191㎡、申請理由、申請地を農家住宅及び農業用倉庫の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町志塚島、田、375㎡、申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町中尾、田、199㎡、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

以上で、説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会から報告をお願いいたします。

委員

それでは、東部審査会から報告いたします。

審議番号1番、地図も1番でございます。

転用の目的は、農家住宅を建築するものでございます。

申請地は、道の駅くるめから北西へ約820m、善導寺小学校から西へ約1.1kmのところでございます。

農地区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設しております下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設の石積みとコンクリートブロック及び土羽を整形することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号2番に参ります。地図も2番です。

転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫の敷地として拡張するものですが、既に建っておりますので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、川会小学校から南西へ約440m、久留米市東部運動公園から北東へ約1.4kmのところではす。

農地区分は10ヘクタール以上の規模の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、既設の石積み及びコンクリートブロックにより、土砂の流出を防いでおります。

審議番号3番に参ります。地図、3番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものですが、平成16年に農用地の用途区分変更の手續はされておりましたが、転用許可を受けておりませんでしたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、川会小学校から北西へ約320m、柴刈小学校から南東へ約1.6kmのところでございます。

農地区分は農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることにより、土砂の流出を防いでおります。

4番に参ります。地図も4番です。

転用目的、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

申請地は、久留米市東部運動公園から東へ約300m、竹野小学校から北西へ約1.5kmのところでは。

農地区分は、農用地区域内の農地以外であって、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然浸透及び、素掘水路を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水は、西側道路に埋設しておる下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び枕木積みにより土砂の流出を防ぐ計画です。

以上4件につきまして、担当地区農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査をいたしましたが無題ないものと判断をいたしておりますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

議 長 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いします。
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。
西部地域、1番、1件です。
1番、申請地、藤光町、畑、221㎡、申請理由、権利の種類を変更するものです。
変更内容、所有権移転贈与から使用貸借権設定に変更するものです。
こちらにつきましては、令和2年7月3日付にて5条許可がなされたものです。
地図ナンバーは5番です。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
東部地域、1番から11ページ7番までの7件です。
1番、申請地、草野町草野、畑、89㎡、申請理由、申請地を譲り受け、管理広場として利用するものです。

2番、申請地、山川安居野3丁目、田、2筆計221㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、田主丸町以真恵、畑、646㎡、申請理由、申請地を譲り受け、農家住宅兼農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いします。

4番、申請地、田主丸町益生田、田、2筆計2,954㎡、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲8区画として利用するものです。

5番、申請地、北野町金島、田、417㎡、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、北野町千代島、畑、345㎡、申請理由、申請地を譲り受け、自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、北野町中、畑、190㎡、申請理由、申請地を借り受け、自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いします。

西部地域、8番から13ページ、14番までの7件です。

8番、申請地、荒木町荒木、田、2筆計67.32㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

9番、申請地、荒木町白口、田、186㎡、申請理由、申請地を借り受け、農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、大善寺町黒田、田、1,296㎡、申請理由、申請地を借り受け、農業用倉庫の建築及び作業場として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページ、お願いします。

11番、申請地、宮ノ陣町大杜、畑、177㎡、申請理由、申請地を借り受け、自己用住宅を建築するものです。

12番、申請地、安武町安武本、畑、285㎡、申請理由、申請地を借り受け、自己用住宅を建築するものです。

13番、申請地、城島町檜津、田、330㎡、申請理由、申請地を借り受け、分家住宅を建築するものです。

14番、申請地、城島町檜津、田、2筆計333.28㎡、申請理由、申請地を借り受け、自己用住宅を建築するものです。

なお、12ページ、審議番号10番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 それでは、東部審査会から参ります。

審議番号1番、地図6番でございます。

転用目的は管理広場として利用するものです。

申請地は、JR筑後草野駅から南西へ約730m、草野小学校から東へ約570mのところです。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然浸透で排水されます。

汚水・生活雑排水は、発生をいたしません。

被害防除につきましては、既設の石積み及びコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に、審議番号2番、地図7番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

申請地は、白峯保育園から北西へ約400m、山川小学校から北へ約500mのところす。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの教育施設がある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水については、南側の道路に埋設された下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に、審議番号3番です。地図8番です。

転用目的は農家住宅兼農業用倉庫を建築するものです。

申請地は、川会小学校から南西へ約440m、久留米市東部運動公園から北東へ約1.4kmのところでは、

農地区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であったため、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当すると判断いたしております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号4番に参ります。地図は9番です。

転用目的は宅地分譲8区画として利用するものです。

申請地は、田主丸中央病院から南へ490m、田主丸総合支所から南西へ約1.3kmのところでは、

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、新設します道路側溝を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、新設する道路側溝から北側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号5番に参ります。地図9番です。

転用目的は露天資材置場として利用するものです。

申請地は、金島小学校から南西へ約820m、大城小学校から北東へ約860mのところでは、

農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある区域内の農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、

不許可の例外規定に該当すると判断いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせるにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号6番です。地図は11番です。

転用目的、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三井中央高校から東へ約160m、北野中学校から西へ約470mのところ
です。

農地区分につきましては、都市計画法で規定する用途地域内にある農地ですので、
第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設の石積み及びコンクリートブロックにより、土砂の
流出を防ぐ計画です。

審議番号7番です。地図12番です。

転用目的、自己用住宅でございます。

申請地は、三井中央高校から北へ約190m、北野中学校から北西へ約720mのところ
です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内であるため、第3種農地に該当しま
す。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ
計画です。

これらの全ての申請案件、排水承諾、添付書類、確認しております。

以上、7件につきまして、担当地区農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえて、
書類審査を行いました。問題ないものと判断しておりますので、御審議のほどよ
ろしくお願いいたします。

以上です。

委員 では、明けておめでとうございます。

西部審査会について御報告いたします。

審議番号 8 番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は自己用住宅の敷地として拡張するものです。

申請地は、J R 荒木駅から南西へ約500m、荒木小学校から北へ約800mのところに位置します。

農地区分については、J R 荒木駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。

被害防除につきましては、L型擁壁により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号 9 番について説明いたします。地図番号は14番。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものですが、既に施工済みでしたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、J R 荒木駅から北西へ約 1 km、津福小学校から南西へ約900mのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周辺の土地と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、農業用倉庫の建築及び作業場として利用するものですが、一部施工済みでしたので始末書つきの申請となっております。

申請地は、大善寺小学校から南西へ約1.7km、三潴小学校から北西へ約900mのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは16番。

転用目的は、自己用住宅を建築するためですが、既に住宅の敷地として利用されておりましたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、西鉄甘木線学校前駅から南へ約400m、宮ノ陣中学校から南東へ約500mのところに位置します。

農用区分については、西鉄甘木線学校前駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番について説明いたします。地図番号は17番。

転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、すでに砂利が敷かれておりましたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、西鉄安武駅から西へ約600m、筑邦西中学校から北東へ約400mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道区域であって、500m以内に中学校と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側道路側溝へ排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

続きまして、審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、城島総合支所から西へ約300m、城島中学校から東へ約500mのところに位置します。

農地区分については、城島総合支所からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号14番について説明いたします。地図ナンバーは19番。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、城島総合支所から西へ約200m、城島中学校から東へ約600mのところに位置します。

農地区分については、城島総合支所からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枿を経由して東側の水路へ排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

これら、全ての申請案件について、排水承諾書、添付書類を確認しております。

以上、7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、審議番号10番は許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号1番から4番までの4件です。

1番、申請人、上津町、*****、経営面積1万5,423㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、山川安居野3丁目、*****、経営面積1万7,968㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番、申請人、田主丸町益生田、*****、経営面積1万8,225㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

4番、申請人、城島町内野、*****、経営面積31万1,148㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人城島北部の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっており、今回は申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録になります。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

第1区、1番から16ページ5番までの5件です。

1番、所在地、荒木町下荒木、田、2,748㎡、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、太郎原町、田、832㎡、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、藤山町、田、3筆計3,056㎡、推進機構への売渡しとなります。

4番、所在地、安武町住吉、田、1,431㎡、推進機構への売渡しとなります。

16ページをお願いします。

5番、所在地、安武町住吉、田、1,974㎡、推進機構への売渡しとなります。

第2区、6番から9番までの4件です。

6番、所在地、田主丸町石垣、田、6筆計1,766.85㎡、推進機構からの買入れとなります。

7番、所在地、田主丸町上原、田、2筆計916㎡、推進機構への売渡しとなります。

8番、所在地、田主丸町上原、田、816㎡、推進機構からの買入れとなります。

9番、所在地、田主丸町益生田、田、662㎡、推進機構への売渡しとなります。

17ページをお願いします。

第3区、10番、11番の2件です。

10番、所在地、北野町今山、田、1筆、北野町中、田、1筆及び北野町稻数、田、1筆の3筆計1万2,345㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、株式会社*****の構成員である譲受人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

11番、所在地、北野町中川、田、2筆計915㎡、推進機構への売渡しとなります。

第4区、12番、13番の2件です。

12番、所在地、城島町内野、田、540㎡、推進機構への売渡しとなります。

13番、所在地、城島町上青木、田、3,338㎡、推進機構からの買入れとなります。

18ページをお願いします。

第5区、14番、15番の2件です。

14番、所在地、三潞町高三潞、田、2筆及び大善寺町夜明、田、1筆の3筆計7,550㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、譲受人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。

農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準の特例として、権利を取得させるべき者が新規就農者である場合とあり、譲受人はその特例に該当しているものとなっております。

15番、所在地、三潞町西牟田、田、3筆計3,678㎡、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から15番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てに通知いたします。
続きまして、第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更についてでございますが、次の第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画変更についてと関連した案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 19ページをお願いします。

第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について、久留米市長より久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

こちらの案件については、土地改良事業の受益地であり、通常8年以上経過していないと除外できませんが、各区域の地域農業振興計画に即したものであれば除外は可能となります。

まず、第7号議案、地域農業振興計画において変更した後、次に諮ります市の全体計画である第8号議案、農業振興地域整備計画と併せて変更が必要となります。

1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。

①久留米市（旧久留米）地域農業振興計画、2件。

②久留米市城島町地域農業振興計画、2件。

③久留米市三潞町地域農業振興計画、1件です。

整備計画1、振興計画、旧久留米、資材置場及び作業者駐車場を設置するものです。

申請地、荒木町白口、田、5筆計2,272㎡を変更するものです。

地図ナンバーは20番です。

整備計画2、振興計画、旧久留米、農家住宅及び農業用倉庫を建設するものです。

申請地、山本町豊田、田、2筆計1,738㎡のうち523㎡を変更するものです。

地図ナンバーは21番です。

整備計画7、振興計画、城島町、農業用倉庫の建設及び進入路を設置するものです。

申請地、城島町江上本、田、2筆計814㎡のうち314.39㎡を変更するものです。

地図ナンバーは26番です。

20ページをお願いします。

整備計画8、振興計画、城島町、分家住宅を建設するものです。

申請地、城島町江上本、田、414㎡のうち267.96㎡を変更するものです。

地図ナンバーは27番です。

整備計画9、振興計画、三潞町、農業用倉庫の建設及び進入路、育苗スペースを設置するものです。

申請地、三潞町玉満、田、34㎡を変更するものです。

地図ナンバーは28番です。

2、意見（案）、当該計画に定められている施設等に供される土地については、当

該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないとするのが妥当である。

ただし、地域農業振興計画 2 番については、現況が資材置場となっており、農地としての営農状況が確認できない場合は、農地転用は不許可相当とする。

続きまして、21ページをお願いします。

第 8 号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので、付議いたします。

1、今回変更される農業振興地域整備計画の内容について、整備計画は 1 番から 22 ページ、9 番までの 9 件です。

なお、先ほど説明いたしました地域農業振興計画の内容については、重複になりますので割愛いたします。

整備計画 3、資材置場の敷地を拡張するものです。

申請地、荒木町荒木、畑、1,109㎡を変更するものです。

地図ナンバーは 22 番です。

整備計画 4、自己用住宅の建設及び進入路を設置するものです。

申請地、田主丸町以真恵、田、1,319㎡のうち 446.57㎡を変更するものです。

地図ナンバーは 23 番です。

整備計画 5、駐車場を拡張するものです。

申請地、北野町中、田、206㎡を変更するものです。

地図ナンバーは 24 番です。

22ページをお願いします。

整備計画 6、農業用倉庫を建設するものです。

申請地、北野町金島、畑、820㎡のうち 460㎡を変更するものです。

地図ナンバーは 25 番です。

2、意見（案）、本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われる。

ただし、農業振興地域整備計画 2 番については、現況が資材置場になっており、農地としての営農状況が確認できない場合は、農地転用は不許可相当とする。

以上、第 7 号議案、第 8 号議案の説明を終わります。

- 議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 農業委員会の審査で、やっぱり一番重要なのは、振興地域、要するに青地を白地になすということでしょうか、この7番、8番はどういうことであるかということでしょうか。
まず、この19ページの違反転用に対する始末書、これ、始末書は有りであるのは、もう既に埋め立てて違反になっているということで、それ以外はまだ今から埋め立てをするという計画ですか。
- 事 務 局 地図ナンバーが一番右側に書いてありまして、その隣に違反転用に対する始末書とあります。そこに、有りとなっている分が違反転用がなされてあるものです。
今回のケースでいきますと、22ページの7番が、既に倉庫が建っていたという案件、9番については、こちらも倉庫が建っていたというような案件となっております。
今回の整備計画2番につきましては、始末書等について有りというようにはなっていないんですけども、こちらの場所と地図ナンバーの21番をお願いしたいんですけども、今回、転用する箇所を地図ナンバー21番の黒塗りでされているところが申請地になるんですが、こちらの所有者が、面積を見ていただきましたら1,738㎡のうちの523㎡となっているんですけど、この黒塗りの東側、隣のところも同じ所有者でありまして、全体で資材置場となっているところなんです。こちらにつきましては、当然、農地として利用すべきところとなっていましたので、東部審査会におきまして、こちらについては改善を求めるということになりましたので、こういった議案の上げ方とさせていただいておるところです。
- 委 員 分かりました。
それと、19ページの1番、これは、ほかのところは農家住宅及び倉庫とか農業に関連する施設の建設と書いておりますが、この1番だけは資材置場及び作業員駐車場というように、ほかのと違ってありますが、何でもか、私、この資料で考えたら、駅から500m以内とそういう規定でこれは不可能ということですか。
- 事 務 局 今回の駅から500mと言われる分については、あくまでも除外がされた後がどうかというような話でありまして、あくまでも、こちらについては、農業振興に係るもの

でないと除外ができない場所となっております。

こちらの業者につきましては、農業施設整備を含む公共工事、国、県、市区のほうから受注をされていまして、豪雨災害等に伴う設備拡張等ということで、今回、改めて申請が上がっているところです。なので、あくまでも農業振興に関するものとしての今回除外の申請となっております。

委 員 ここだけ物すごい、2,272㎡、2反、ほかのとは314とか少数というか、これは面積は大きくてもオーケーというところですか。

事務局 そうです。あくまでも面積の広さというのは確かにあるんですけども、その広さというものの必要性、どれだけ必要かというのを見て判断するような形になっております。なので、面積は確かに、例えば3,000㎡超えたとしても、その必要性として認められるということであれば、それに対して除外をしますし、農業委員会としても広さ的な必要性、また、除外された後の位置的な立地条件、先ほど500mとかという話をしていただいたんですけど、そういった立地条件、そういったこと及び、また除外された後、転用するときに当然審査します周りの農地に対する影響、そういったものを判断しまして除外をするような形になります。

また、具体的な申請が、また除外がされた後1年後に出てきますんで、その計画性といえますか、また周りに対する農地の影響、そういったところは再度申請書と照らし合わせながら審査をさせていただきまして、また、それぞれの審査会、今回でいうとこの案件につきましては、西部審査会のほうでまた審査をして、こちらの総会にかけるというような流れとなります。

委 員 確認ですが、この農業振興地域、これは利用するには3つアミがかかるとるわけですね。まず、地域農業振興計画、要するに青地から白地に外して、今度は8ページの農業振興の地域整備計画、これをまた変更して、最終的には転用許可を得るという段階になるんですよね。

事務局 そうです。

委 員 一番厳しいとこの審査ということですね。

事務局 そうです。

委員 よく分かりました。ご確認させてもらいました。

議長 ほかに質疑ございませんか。

委員 一つ、確認ですけれども、農振除外の2番目、山本町の件ですけど、これは農地、この地番全体は資材置場となっているんですよね。

事務局 そうです。

委員 そういう状況の中で、農業委員会とは関わりはあるんですけど、本来、これは農政部サイドで、これを意見変更に出すというのは、ちょっと問題じゃないかなという気はしますが。むしろ、農政部の中で農用地区域ですから、当然、農用地として使用するような指導をすべきじゃないのかなと思いますけど、これちょっと農業委員会の仕事とは違いますけど、その点、農政部サイドはどういう意見でしょうか。ここに出された意見です。

事務局 こちらにつきましては、今、*****委員さんがおっしゃったように、本来、こういった無断転用の状態であるというような状況の中で、受付をするのはどうかというところはあるかと思います。そういう中で、もちろん農業委員会としても、それに対してどうしてかということで確認をしたところです。
農政部としては、本来もう受付をするつもりはなかったんですけども、そのときに、すぐにでも、申請者のほうは改善をするということだったので、であればということで、相手を信用して今回の申請に至っているというように聞いております。

委員 改善をするということで。

事務局 はい。

委員 ということで、後に農地に戻すと。

事務局 そうです。

委員 それともう一つです。地図のナンバー1の*****のところの農振除外、これちょっと地図から見れば、既に農用地のところの要件を満たしていないような感じがします。周りに10ヘクタールの集団的な農地はないような気がするんですよ。今は農地整備計画の中の農用地区域に入っているかと思えますけれども、この辺りのもしそういう10ヘクタール以上の集団的農地がなければ、やはり整備計画の適正管理ということで市のほうでこれはもう除外するというような、事前の手續を踏んでいただいたほうがいいかな。今回、どんな見直しもみんな踏んでいないというのはありますんで、こちらで定期的な見直しをやって、適正管理に努めていただきたいというように思っています。ここはやっぱり10ヘクタールあるんですか。

事務局 10ヘクタール未満の分での、市街化近接の2種ということで判断をしています。これが仮に除外をされた場合はです。

委員 ここは、私、今朝通って、見てきました。これは田ですか。確認されましたか、私、車で通っただけですが。田になっとるとですか。見て、鉄塔か何かを作られているみたいですけども。

事務局 こちらは、委員さんとも確認はしていますけど、広いほうはきちっと田として利用されてありました。

委員 全部。

事務局 はい。刈り取られた感じやったですか、ですよ。

委員 今の回答なんですけども、ちゃんと田として管理されていますし、水路もちゃんと整備されております。

もう一つ前の10ヘクタール以上が広がっているかという部分に関しては、広くありません。非常に狭まれ、周りを囲まれたような状態。

ただ、ちょっと気になるのが、これ*****さんのほうへお伺いしたいんですけども、前回の現地確認のときに、いわゆる今この案件の中に、見えない部分の話を

ありましたよね。その辺がちょっとどうなったかというのが、まだ私の耳に届いていないものですから、どうしたもんかと思いながら、今お尋ねしているわけなんですけども。もしよろしければ、*****さんのほうからちょっと説明していただければと思います。

事務局 今の話なんですけど、まず審査会のほうで話をさせていただいていたかと思うんですけど、この*****が別の場所を資材置場として持ってあるところがありまして、そちらについてちょっと資材置場になっているというところで、審査会の中では、是正を求めるといような話をさせていただいたところです。

その意見につきましては、代表者会議で同じような話をさせていただきまして、ぜひ別のところもきちんと整備をしていただきたいというところで、話はなっております。今回、総会の議案の中では、ちょっと同じ申請地ではなかったのですが、今回上げさせてはいただけないんですけども、実際の意見としては、先ほどの2番の案件とは別に、そちらのほうの是正のことについて触れたところで、市のほうに文書を出すようにしておりますので、報告をさせていただきます。

委員 分かりました。

議長 それじゃあ、ほかに。

「無しの声」

議長 ありませんね。それでは、今、ある程度、出尽くしたのかと思います。それでは、これにて質疑を終了したいと思います。

ただいまから採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第7号議案、第8号議案に分けて採決をいたします。

第7号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てに通知いたします。

続きまして、8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により8号議案は可決されました。
よって、久留米市長宛てに通知いたします。
続きまして、第9号議案、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 23ページをお願いします。
第9号議案、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定について、空き家に付属する農地指定申請書が提出されましたので、付議いたします。
東部地域、審議番号1番の1件です。
申請地、田主丸町朝森、地目、畑、面積174㎡、別段面積1.74アールです。
別段面積は要綱上、下限面積の単位をアールで設定することとなっておりますので、1.74アールとしております。
空き家の所在地、田主丸町朝森480番1、地図番号は29番です。
農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定につきましては、平成30年8月に定住の促進と遊休農地の解消を目的として、久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地の取扱基準を定めています。
取扱条件として、1、所有者が農作物の栽培や維持管理を行う見込みがなく、遊休化が確実と認められる農地であること。2、空き家に付属する農地は、空き家から概ね300m以内であること。3、基盤整備が行われるなど、農地の集積が図られるべき優良な農地でないことなどが基準となっております。
なお、空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地をセットで取得する場合は、農地法第3条の許可要件の一つである下限面積を引き下げることが可能となります。
本申請におきましては、議決後にこの申請農地の下限面積は1.74アールに引き下げられます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第9号議案は可決されました。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
以上、事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。
したがって、報告第1号から報告第3号の報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「異議なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、7番、甲斐サエ子委員、20番、林田高夫委員をお願いを

いたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。